

簡易版BCPシート（新型コロナウイルス等感染症対策版）

策定・最終更新日：2025年3月4日

従業者（社長・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

1. 基本情報

事業所名	ひかりケアステーション、スタンドバイ	所在地	大阪府堺市中区深井沢町3265番	事業継続目標（注1）	訪問サービスの提供（7日以内に平常時の70%の供給再開）
事業継続方針	・従業者及び家族の人命安全を最優先とする。 ・事業継続に必要な体制を構築し新型コロナウイルス等の感染症の発生時においても介護サービスの提供責任を果たす。			主な委託先（注2）	訪問に係る関係機関（通所施設や訪問施設等）

（注2）主な委託先：感染者が発生した場合に、自社の事業が中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織です。

2. BCPの発動条件 どの段階で新型コロナウイルス等の感染者が発生した場合にBCPを発動するかを考えます。

国（緊急事態宣言の発出）	都道府県（緊急事態宣言の発出）	市町村（緊急事態宣言の発出）
自社拠点（法人事務所）	その他（	）
※主な委託先において感染者が発生した場合、BCPを発動させる必要があります。		

3. BCPの発動時の組織体制 緊急時の組織体制を事前に決定します。

従業者間の連絡方法	メール	SNS（LINE）	電話	その他（Slack）
	※感染症の場合は、WEB会議システムを通じた従業者間の連絡方法もあります。			
BCP担当 藤原代表 （司令塔） ※社長が対応できない場合に社長の代理として司令塔を担う方 1位 古谷 2位 和佐	① 情報担当責任者	最新の感染症に関する情報を収集するとともに社内外への情報発信を行う。	担当：古谷	副担当：古谷
	② 供給担当責任者	感染者発生時・事業中断時における関連機関や利用者様に対する供給責任に関する対応を行う。	担当：古谷	副担当：古谷
	③ 予算担当責任者	感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理を行う。（衛生用品・資金繰り等）	担当：古谷	副担当：古谷
	④ 現場担当責任者	感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策について現場での対応を行う。	担当：和佐	副担当：北村
	⑤ 特命担当責任者	①～④の役割と責任の範囲外のごとで、別途責任者を定める必要がある場合に、特命担当責任者を選任する。 （例：法務等） ※必要に応じて選任	担当：古谷	副担当：和佐

4. 予防対策 感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
情報収集と社内への情報提供	☑日本政府及び関係省庁、大阪府WEBサイトににて最新の情報収集する（①） ☑収集した情報は全従業者に情報提供を行う（①）	・大阪府、内閣官房、外務省、厚生労働省、経済産業省の新型コロナ対策WEBサイトを確認する ・最新の情報を従業者にメールにて共有する
感染症に関する社外への情報発信	☑自社の取り組み（予防対策、感染者対策、復旧対策）を情報発信する（①） ☑主な委託先にも同様の取り組みを求める（①②）	・自社のWEBサイトを用いて情報発信する
健康管理の徹底	☑健康観察を実施する（発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等）（④） ☑手洗い及び手指の消毒を徹底する（④）	・出勤前（自宅）と出社時の検温を実施する ・アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）消毒液を各出入口に設置する
事務所への立入制限	☑来訪者の入退管理を行う（④） ☐来訪者の立入可能エリアを限定する（④）	・入退室管理簿を用意し、入退時刻及び来訪者と対応者を記録する
対人距離の確保	☑時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する（④） ☐対人距離を2m以上（最低1m）確保する（④） ☐食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話	・電話会議やWEB会議等を積極的に活用する
社内設備の消毒	☑頻繁に接触する場所を重点的に消毒する（④） ☐消毒作業に際しては保護具を着用する（マスク・ゴーグル・ゴム手袋等） ☐消毒に用いた保護具は消毒又は専用のごみ袋に入れて廃棄する（④）	・1日1回、ドアノブ、スイッチ、電話、机、イス、蛇口、エレベーターの押しボタン、その他共用しているもの（ボールペン等）を消毒 ・食事後のテーブルの消毒を行う等、社内設備の使用後に必ず消毒を行う
勤務体制の変更	☑勤務体制の変更を行う（④） ☑情報セキュリティの強化を行う（管理者パスワードの変更、アクセス権設定、IT機器や紙媒体の持ち出し管理等）（④）	・テレワーク、時差出勤、時短勤務を導入する ・情報セキュリティ設定チェックシートを用いて管理する ・持ち出し物品管理表を用いて管理する
出張や外出の制限	☑事業継続上、最低限の場合を除き感染症が流行している国や地域への出張を禁止する（④）	・不要不急の出張や外出を避ける ・外務省や厚生労働省のWEBサイト等を確認し、必要な対策を講じる
事業の縮小又は拡大等	☑事業継続目標の需要増減を見据えた事業の縮小・撤退・拡大を検討する（②）	・シフトの調整を行う ・ニューノーマル（新しい日常）に対応したニュービジネスの検討を行う
事業継続に必要な物資・サービスの確保	☑自社の事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する（③） ☑主な委託先において感染者が発生した場合に備え、代替手段や余剰在庫の確保、代替調達先の確保等を行う（②）	・衛生用品やIT機器、クラウドサービス等を調達する

5. 感染者対策 自社や関連機関において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
従業者に感染の疑いがある場合	発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出社しないよう従業者に周知徹底する（④） ☑症状がみられる際は、上長に報告させるとともに、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話相談し、その指示に従う（④） ☑毎日、当該従業者に検温を実施させ、体調を記録する（④） ☑体調不良を押して無理な勤務をしている従業者がいなくなか随時確認する（④）	・症状を呈した2日前から現在までの間に、当該従業者と接触した従業者、関連機関担当者、顧客等の洗い出しと接触者リストの作成を行う（当該従業者と1m以内かつ15分以上の接触があった者で、マスク着用の有無も記載しておく） ・症状が改善するまでの期間、自宅待機又はテレワーク対象者とする（医療機関の受診が前提）
従業者が感染した場合	☑保健所の指導に基づき、(1)濃厚接触者の特定に関わる調査協力、(2)消毒指導に応じた消毒作業等に速やかに対応する（④） ☑感染事例を踏まえた更なる予防対策を検討・導入し、全従業者に対して周知徹底する（①④） ☑利害関係者（主な委託先、関連機関など）に対して対応状況の周知を行う（①②） ※感染者が特定されることがないように留意する ☑対応状況や供給に関するお問い合わせ窓口を設置する（②） ☑退院後、4週間程度の健康観察を実施することとし、体調を確認しながら復帰させる（④） ※退院基準を満たしているため、出勤することは差し支えありません ※職場復帰時は、差別などが起こらないよう充分配慮する	・事前に消毒業者の選定を行っておく ・円滑に復帰ができるよう、周囲はフォローを行う ・退院後の体調や、後遺症に配慮した職場復帰を行う ・組織として対応を行うことから従業者個人による各種メディア（SNS等への投稿等）への情報発信を禁止する ・お問い合わせ窓口を設置し、自社のWEBサイトを用いて利害関係者に対して情報発信する ・建物の貸主に速やかに感染者発生との連絡を行う
従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合	☑従業者の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する（④） ☑従業者の同居家族の体調不良についても、上長に報告させる（④）	・厚生労働省の注意事項を指導及び周知徹底する
従業者の同居の家族が感染した場合	☑当該従業者は濃厚接触者となるため、保健所の調査や14日間の自宅待機による健康観察に協力し、その指示に従う（④）	・当該従業者に対して現場担当責任者は電話確認による1日1回の健康観察と所在確認を行う
関連機関において感染者が発生した場合	☑当該感染者が症状を呈した2日前から最終出社日までの行動履歴を関連機関から聴取し、従業者との接点（訪問・来訪）の有無を把握する（④） ☑当該感染者が主な委託先に所属していた場合、事業中断に備え、代替手段の実施又は代替調達を行う（②③）	・出張や外出をした際は、いつ・どこに・だれと行き、だれにどのくらいの時間会ったか等の面会記録をつける ・委託先の事業中断による影響を分析し、利害関係者と情報共有を行う
事業の縮小等	☑事業継続目標への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした事業の中断・自粛、縮小・撤退を行う（②）	・感染者及び濃厚接触者の人数や発生範囲、消毒作業の実施状況、供給責任などを踏まえ、事業の中断・自粛期間や縮小・撤退基準を設定する

6. 復旧対策 感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自社独自ルール
事業の再開	☑急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な事業復旧を行う（②④） ☑供給責任や自社の収益への影響を考慮し、優先順位などを踏まえた供給再開を行う（②）	・3週間単位で出勤率や供給再開率を上げていく
臨時態勢の維持	☑新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮小・撤退ができるよう、臨時の態勢を維持する（④）	・直近の感染拡大において不足していたもの（ルール・衛生用品・IT機器等）を洗い出し、次の感染拡大に備える
協調的な関連機関の確立	☑主な委託先の復旧スケジュールとその内容を把握し、足並みを揃えた事業復旧を行う（②④）	・関連機関と情報共有を行い、足並みを揃えた事業復旧を行う

※文中の（ ）内の数字は、上記「3. BCPの発動時の組織体制」に記載の各担当責任者が担う取り組みのことです。



当社は上記の感染症対策を実施します。次回 2025年 12月に見直します。